

議会運営委員会記録

招集年月日	令和 6 年 11 月 15 日 (金)			
招集場所	日高市役所 第2委員会室			
開閉の日時	開 会 11 月 15 日 午前 11 時 30 分			
	閉 会 11 月 15 日 午前 11 時 56 分			
出席委員	委員長	加藤大輔	副委員長	山田一繁
	委員	金子博	委員	三木伸也
	委員	大澤博行	委員	森崎成喜
	議長	鈴木健夫	副議長	和田貴弘
欠席委員	なし			
説明のため出席した者の職氏名	なし			
書記	事務局長	林政男	次長	鈴木克明
	主幹	金子砂知子	主事	小山和也
事件	<ul style="list-style-type: none"> ・議会に係る規則、条例等について ・ペーパーレス化の本格運用について 			
調査の経過				
(別紙のとおり)				

調査の経過

<開 会> 午前11時30分

- 加藤委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。これより議会運営委員会を開会いたします。本日の日程については、議会に係る規則、条例等について等の調査であります。

<議会に係る規則、条例等について>

- 加藤委員長 前回の議会運営委員会において、内容を説明いたしましたが、本日協議、決定することとなっております。規則、条例等について1つずつ協議していきたいと思えます。

①日高市議会会議規則の一部改正について

- 加藤委員長 日高市議会会議規則の一部改正については、手続きのオンライン化に関する改正、現状に併せた改正、字句の整理が主な改正でしたが、ご意見を願います。

(なし)

それでは、日高市議会会議規則については案のとおり改正することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように決定しました。

②日高市議会委員会条例の一部改正について

- 加藤委員長 日高市議会委員会条例の一部改正について、手続きのオンライン化に関する改正、オンラインでの出席に関する改正が主なものでしたが、まず、検討することとなっております第15条の2以外の部分について、ご意見のある方いらっしゃいますか。

(なし)

次に、第15条の2について、1人会派の意見を事前に提出いただきましたのでご紹介いたします。

当初、なるべく短くということで、口頭で申し上げようと思ったのですが、長い文章もありましたので、1枚の用紙にまとめました。

第15条の2、オンライン出席に育児、介護その他のやむを得ない事由の場合を入れるか入れないかということで、入れるが2会派、入れないが2会派というようなことをございました。虹の会は育児、介護その他やむを得ない事由を入れた方がよい。日本共産党、実については、入れなくてよい。立憲民主党は入れた方がよいということであったと思われまます。

前回、皆さんのそれぞれの会派でも検討をお願いしておりますので、これらを踏まえて、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思えますけれども、いかがでしょう。

- 山田委員 前回も言いましたが、そもそも議会においては出産、子育てについて、権利は保障されてなかったけれども、でも、それを今こういう時代だから多様性を認めましょうということで、出産、子育てについては、欠席することを会議規則

で権利を保障したわけです。それで権利を保障して休んでいるところに、今度、時代の趨勢とともにオンライン会議がすごく盛んになってきているから、自宅でもオンライン会議で参加できますということですが、ある意味出産子育ての権利を認めていて、でも、オンラインで出たいときには出ると、例えばそれを条例に定めた場合に必ず出席しなければいけないのかとか、うちは子育てでオンライン参加できないとか先ほどの全協の話ではそれぞれの事情があるとのことでしたので、それも、認めてあげるとすると、オンラインで必ず出席しなきゃいけないのか、それは委員長が判断するのかとか。決して権利を奪うってということじゃなくて、いろんなケースバイケースで考えがあるので、せつかく子育て、出産の権利を認めたのに、これまた今度、強制力が出てくるのはどうなのかとか、矛盾も生じてしまうので、矛盾点があるっていうのを、含めた上で、決して子育て出産中の人に議員の権利を奪うってことでこの話を進めて進んでいるのではないってことを認めた上での話だっということ、まず前提に、考えていただければという意見です。

◦加藤委員長 他にご意見ありますか。

◦大澤委員 私も山田委員と同じ意見です。育児に専念できる権利を、やっと認められたのに、その矢先に今回オンライン出席を可能にすると、育児に専念したい、出られないけれど、オンライン出席が認められてしまうと本当は育児に専念したいのに、オンライン出席できるでしょというような、強制ではないけれどもそういう雰囲気になって、育児に専念するって権利がなくなってしまうような、これから時代が流れてどうなるかわかりませんが、私とするとせつかく育児に専念することが認められたばかりなので、大事にしてあげたほうがいいのではないかと思います。オンラインだから、それに出るような専念したい人も専念できずに、周りの流れとか風潮で、オンライン出席できるのに、出ないのかと、そういうふうな考えも出てきてしまうような気もするので慎重になってもいいと思います。

◦加藤委員長 他にご意見ございますか。

◦金子委員 大志の会としては、今、山田委員や大澤委員がおっしゃったように、大規模災害等の際、全員が招集できない場合などにはオンライン出席はやむを得ないと思うが、育児を事由にする時は自分もそうでしたけど教員も昔から育児休暇を取りますし、介護休暇を取れるようになりました。介護がすごく大変ですよ。認知症の親を介護している時、何が起きるか分からない時にオンライン出席というのは厳しいと思います。今回は、項目が非常に重要だと思うんですけども、育児、介護の事由を入れない改正案でいいと思います。

◦加藤委員長 他にご意見ございますか。

◦三木委員 文言を加えている自治体もあるというふうに聞いておりますが介護の場合はトイレ介助とかベッドから落ちてしまったりとか、動き回ってしまったりとか、対応とかもあつたりするので、ずっと目を離せないと表決になったときにそういうことが発生して画面上から消えてしまったり、ちょっと待ってくれとかいう場合もあると思われま。そういった場合どうするのかとかいろんな決めなきゃいけないことがたくさんあると思う。育児、介護を事由にしている条文を入れている自治体がどういう対応しているのかを見ながら行っていくのがいいと思いま

す。会議に集中してしまったために事故が起きてしまったということでは本末転倒になってしまいますので、今後、育児、介護を事由にした条文を入れている自治体を参考にするという形にしていくのがよいと思います。

- 加藤委員長 他にご意見ございますか。
- 森崎委員 育児、介護、その他のやむを得ない理由があるにしても、これは大事なことです。介護している時にオンライン出席できるかという話などいろいろ出てくる問題であって、これは大事なことなので、やっぱりここは慎重にいくべきだと私は思います。
- 加藤委員長 これで全ての会派からご意見も出たと思います。今回に関しては、育児、介護は見合わせて、大規模災害のみを反映させるというご意見でしたが、そのような改正にするということではよろしいですか。
- 山田委員 決して、議員の権利を奪うという観点じゃなくて、出産、育児、介護での欠席が認められているから、現行で権利を剥奪するとか排除するとか、そういうことではなくて、今のままでいいのではないか。そういう対象者が出てきたら、即、着手するとか、そういうことも考えながら、皆さんそういう思いがあると思います。
- 大澤委員 そもそも論で条文に育児等を事由にした場合を入れなかった場合は、育児とか介護とかオンラインで参加してはいけないのか。
- 加藤委員長 大規模災害、感染症の時は委員長が全員オンライン開催を認めれば委員長がオンラインでやりますよということですので、育児、介護をしても全員が普通に参加できます。それとは別に個人事由、育児介護等やむを得ない事由っていうのを入れた場合、今日例えば1人どうしてもそういう方がいたらオンライン設定をして、その方はオンラインで参加することを認めるか否かというようなことです。
- 大澤委員 分かりました。
- 鈴木委員 育児とは何歳から何歳までというのですか。
- 加藤委員長 基準はないです。これ私もこれすごく難しいなと思っており、市議会議長会の標準会議規則に倣う形で日高市議会も進めていますけれども、その育児の部分に関しては、市議会議長会でも参考意見ということで出されています。ただとても大事なことだと思ったのと丁寧に進めたいってということもあって、あえてこれもきちんと議題には出して、話し合いたいってということで今回議題の中に入れていますが、市議会議長会の方でも率先して入れてくださいということではなく、あくまで参考として入れてきています。というのはおそらく、そのやむを得ない事由って一言で言ってもやむを得ない事由の先ほど議論にも出ていました委員長の判断など難しいと思われる部分があると思います。それでは、大方皆様、今回見合わせるということでもまた今後そういったことがあつたら関心を高めていこうということの理解でよろしいでしょうか。それでは、日高市議会委員会条例については案のとおり改正することとしてよろしいでしょうか。
(異議なし)
- 加藤委員長 それでは、そのように決定しました。

③日高市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程及び

日高市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程について

- 加藤委員長 会議規則、委員会条例共に「議長の定める」とした手続きをこの規程で定めておりますので、2つの規程同時にご意見をお伺いします。ご意見ございますか。

(なし)

それでは、これらの規程については案のとおり改正することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように決定しました。

④日高市議会基本条例の一部改正について

- 加藤委員長 議会基本条例に議会が情報通信技術を活用していくことを議会内外に示すことを目的に条文を追加するものですが、ご意見がございますか。

(なし)

それでは、議会基本条例については案のとおり改正することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように決定しました。

本日、資料としてすでに議案の形でお示ししましたので、決定した内容は、条例、規則については、委員会提出議案として提出することを決定し、12月12日の最終日に議会運営委員会で追加議案として取り扱うことを決定し、提出することとします。規程については、条例、規則の議決後、議長決裁とします。

⑤先例集の一部改正について

- 加藤委員長 12月定例会より、一般質問に係る資料をタブレット端末への表示、議場モニターへの投影を可能とすることから、先例集の改正を行う必要があります

。先例集15ページ 90 参考資料の配布 質問者は、質問日の2日前の正午までに議長に申し出て、議長の許可を得た場合、自らが作成した数値等を記載した資料を議場で配布することができる。ただし、新聞・雑誌等のコピーは、原則として許可しない。を「日高市議会ペーパーレス化運用ガイドブック」に掲載の「議場における一般質問等に係る資料の表示、投影等について」の基準を準用し、90資料の表示、投影等 質問者は、開会日から3日後の正午までに議長に資料を提出し、その許可を得た場合、質問者が権限を有する図、表、写真等の資料を使用することができる。ただし、著作権法等に係る必要な手続きは、質問者において対応する。そのほか、資料の表示、投影等は「議場における一般質問等に係る資料の表示、投影等について（令和6年6月18日全員協議会決定）」による。に変更したいと思いますが、ご意見ございますか。

(異議なし)

それでは、このとおり委員会としては決定しました。

先例集の改正については、全員協議会で報告し、議長から議員へ諮っていただき

ます。

<ペーパーレス化の本格運用について>

◦加藤委員長 来年の1月から議会のペーパーレス化を本格運用とする予定で現在試験運用を行っていますが、実際に使用してみて課題も見えてきました。

1点目として、決算書及び主要な施策の成果説明書について、決算特別委員会時には1回の質疑で複数回のページの行き来があり、タブレットの操作に苦慮している場面も見られました。9月議会終了後のアンケートでは決算書、予算書、主要な施策の成果説明書は紙のものを残してほしいという意見も出ています。

また、来年度の当初予算に係る予算書については、タブレット導入後初めての使用になりますので、混乱することのないよう、紙との併用も考えられます。

とはいえ、ページ数の多い予算書等を紙で残すのはペーパーレスの観点から矛盾が生じてしまいます。

以上のことから、将来的にはペーパーレスへと移行しますが、当面の間は併用とすることも考えられますので、検討いただきたいと思います。

また、その際の取扱いとして、議案として配布されるものはデータのものとし、紙の予算書は補助資料として位置付け、糊付けや背表紙等の製本はせず、ファイルに閉じるか、綴り紐で閉じるなどの簡易なものとする方法も考えられると思います。

次に、2点目として、このことに関連したことですが、本市議会は本会議、委員会共に一括質疑、一括答弁方式を採用しておりますが、タブレットを導入した今年度の決算特別委員会の質疑において、先ほどの説明のとおり、ページの行き来があり質疑応答のスピードに追いつけない場面が見られました。それを解消するため、予算、決算の議案に限り、事業ごとに質疑・答弁を行うこととする、ただし、あくまで方式の形態は変えないものとする、質疑方式の見直し検討を行いたいと考えています。今回素案を提示しましたので、確認、検討いただきたいと思います。

以上2点について、28日質疑日の議会運営委員会までにご意見をまとめておいていただきますようお願いいたします。

<その他>

◦加藤委員長 ほかに委員の皆さんから何かございますか。
(なし)

<閉 会> (午前11時56分)

◦加藤委員長 以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

議会運営委員会

委員長 加 藤 大 輔